

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改正案			現行			
別表第1			別表第1			
名称	区域		名称	区域		
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕		東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕		
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕		東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕		
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕		東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕		
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕		東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕		
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕		東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕		
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号及び平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		
別表第2			別表第2			
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域	
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた区域		〔略〕	〔略〕	〔略〕
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた区域		〔略〕	〔略〕	〔略〕
別表第3〔裏面のとおり〕			別表第3〔裏面のとおり〕			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。